

「第2期五條市教育大綱（案）」及び「第5期五條市教育振興基本計画（案）」に関する意見募集要項

第1期五條市教育大綱が2025（令和7）年度に最終年度を迎えることから、第2期五條市教育大綱（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）の策定に向けて、大綱の素案に対する意見公募を行います。

また、第2期五條市教育大綱の策定に伴い、第5期五條市教育振興基本計画（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）の策定を行うにあたり、計画の素案に対する意見公募を行います。

1 公表する資料

- 「第2期五條市教育大綱（案）」
- 「第5期五條市教育振興基本計画（案）」

2 閲覧できる場所・時間

- ・五條市ホームページ
- ・五條市役所 あんしん福祉部 児童福祉課（本庁舎1階）
 - 教育委員会事務局 子ども未来課（本庁舎3階）
 - 教育委員会事務局 学校教育課（本庁舎3階）
 - 教育委員会事務局 教育総務課（本庁舎3階）
 - 教育委員会事務局 生涯学習課（本庁舎3階）
 - 教育委員会事務局 文化財課（五條文化博物館）
 - 教育委員会事務局 子どもサポートセンター
- 西吉野支所
- 大塔支所

※土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分～17時15分（五條市 教育委員会事務局 文化財課を除く）

※五條市 教育委員会事務局 文化財課（五條文化博物館）は、月曜日を除く
9時00分～17時00分

3 意見募集の期間

令和7年12月8日（月）から令和7年12月26日（金）（必着）

4 意見を提出できる個人及び団体

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

5 意見の提出方法等

所定の様式又は任意様式に必要事項（住所、氏名【法人その他の団体にあたっては所在地、名称】）を明記の上、下記の方法により提出してください。

- ・書面持参
- ・郵便
- ・FAX： 0747-22-8754
- ・E-mail : kyoikusomuka@city.gojo.lg.jp

五條市ホームページ上の意見募集フォーム

※電話等による口頭でのご意見は受け付けません。

※書面持参及び郵送の場合の提出先

〒637-8501 五條市岡口1丁目3番1号
五條市教育委員会事務局 教育総務課宛

6 意見の取扱い

- ・意見の概要とそれに対する五條市の考え方をとりまとめ、後日ホームページで公表。
- ・ご意見に対する個別の回答はしない。
- ・意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合がある。
- ・提出された原稿等は返却しない。

※なお、意見の提出に伴い取得したメールアドレスやファクシミリの番号等の個人情報については適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用する。

7 問合せ先

〒637-8501 五條市岡口1丁目3番1号 五條市教育委員会事務局 教育総務課
TEL 0747-22-4001 (内線 813・823)
FAX 0747-22-8754
E-mail : kyoikusomuka@city.gojo.lg.jp